

第1章

はじめに

1. 計画策定の社会的背景と目的

近年、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加等により、高齢者、障がい者など、生活上の支援を要する人々は、極めて厳しい状況に置かれています。

本市においても、孤立死[※]、認知症[※]による徘徊行方不明、高齢者、障がい者や児童の虐待、消費者被害、自殺などさまざまな問題が発生し、ひとり暮らし高齢者や障がい者など、日常生活上の不安を抱える人も増加しています。

これらは、これまで個人の問題として、公的福祉サービスのみで対応されてきましたが、少子高齢化により問題件数は増加し、ますます多様化、複雑化する問題に迅速かつ適切に対応することが難しくなっており、公的福祉サービスの充実を図るとともに、地域の課題として、住民同士が協働[※]し、声かけや見守り、支え合う仕組みが、今求められています。

しかし、自治会等の組織や福祉関係者・団体においても、役員の高齢化や担い手不足の問題があります。

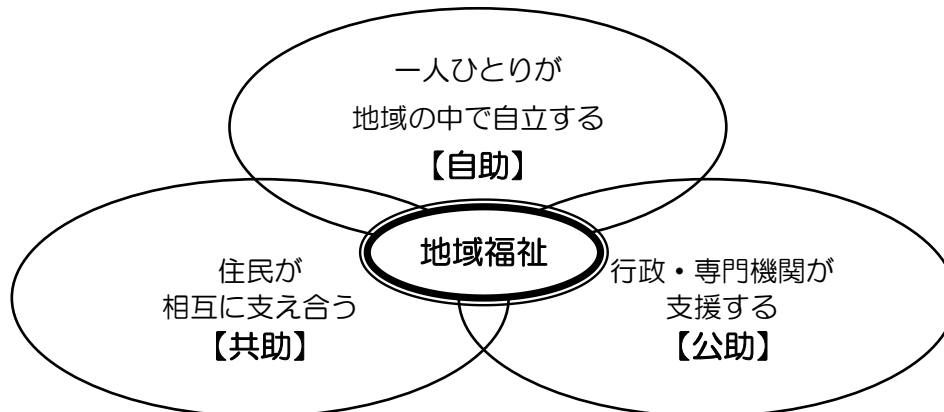
また、近隣の間人関係についても、地域によって違いはありますが、希薄化の傾向にあり、地域力の低下が懸念されています。

このような状況を踏まえ、地域の特性に即した「地域福祉」の推進は、極めて重要な課題であり、市と社会福祉協議会は協働して、市民一人ひとりの支え合いによる「地域福祉」を推進していくために本計画を策定しました。

2. 地域福祉とは

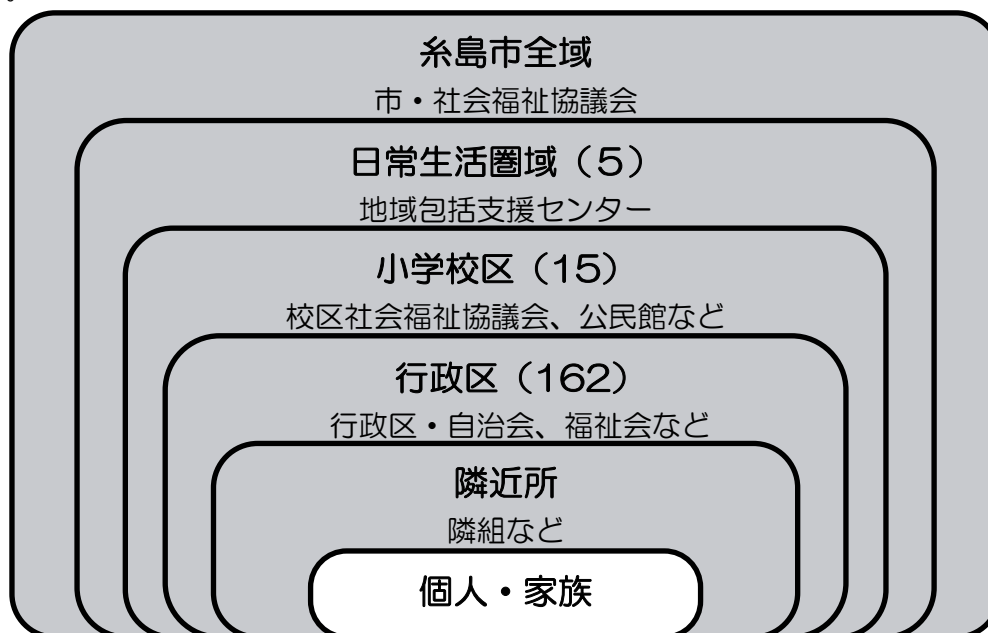
地域福祉とは、地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できる地域社会づくりです。市民のみなさん一人ひとりが主役となって、地域団体、関係機関、社会福祉協議会及び市が連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら共に生き、支え合う社会を実現することです。

＜地域福祉の視点＞

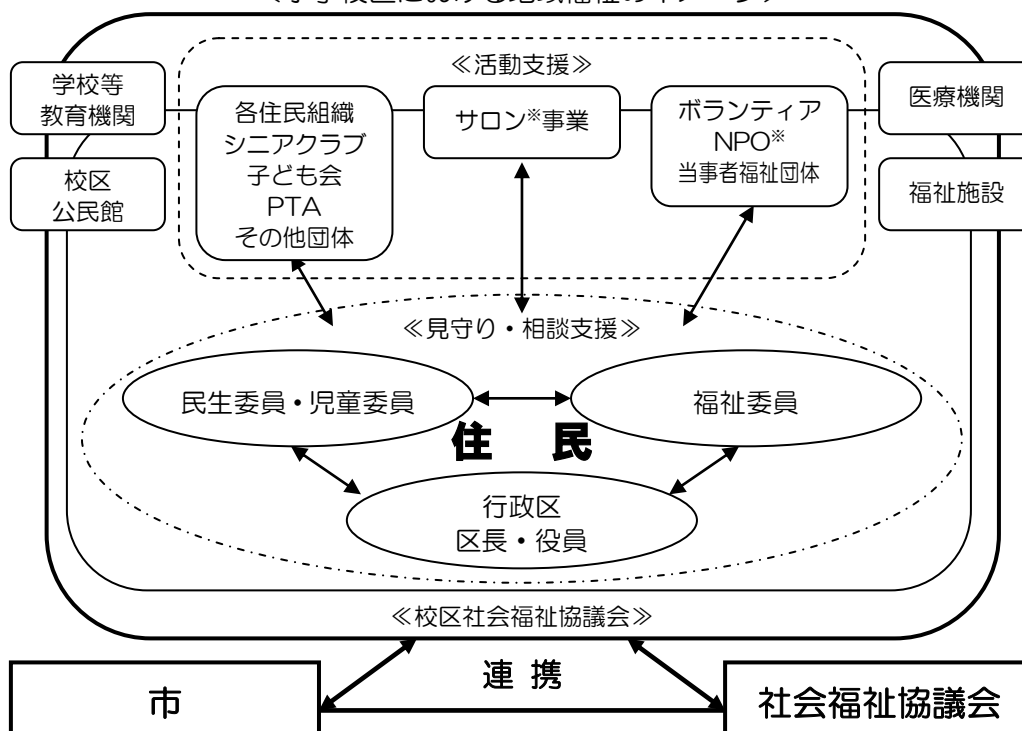


3. 糸島市における地域福祉の範囲

本計画では、住民のニーズを十分に踏まえながら、きめ細かに対応をしていくため、6つの範囲を設定します。「個人・家族」を中心に「隣近所」「行政区」「小学校区」「日常生活圏域*」「市全域」の、それぞれが連携して問題の解決を図る仕組みづくりを進めます。



＜小学校区における地域福祉のイメージ＞



4. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は市町村が策定する計画で、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画です。また、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定する計画で、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に位置づけられており、地域福祉の推進を図る目的で、全国の市町村に設置されている公共性の高い民間団体（社会福祉法人）です。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などを行っています。

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、その方向性や策定方法が共通していることから、市と社会福祉協議会では、協力連携して一体型の計画を策定しました。

<社会福祉法（抜粋）>

（市町村地域福祉計画）

◆第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

◆第九十条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

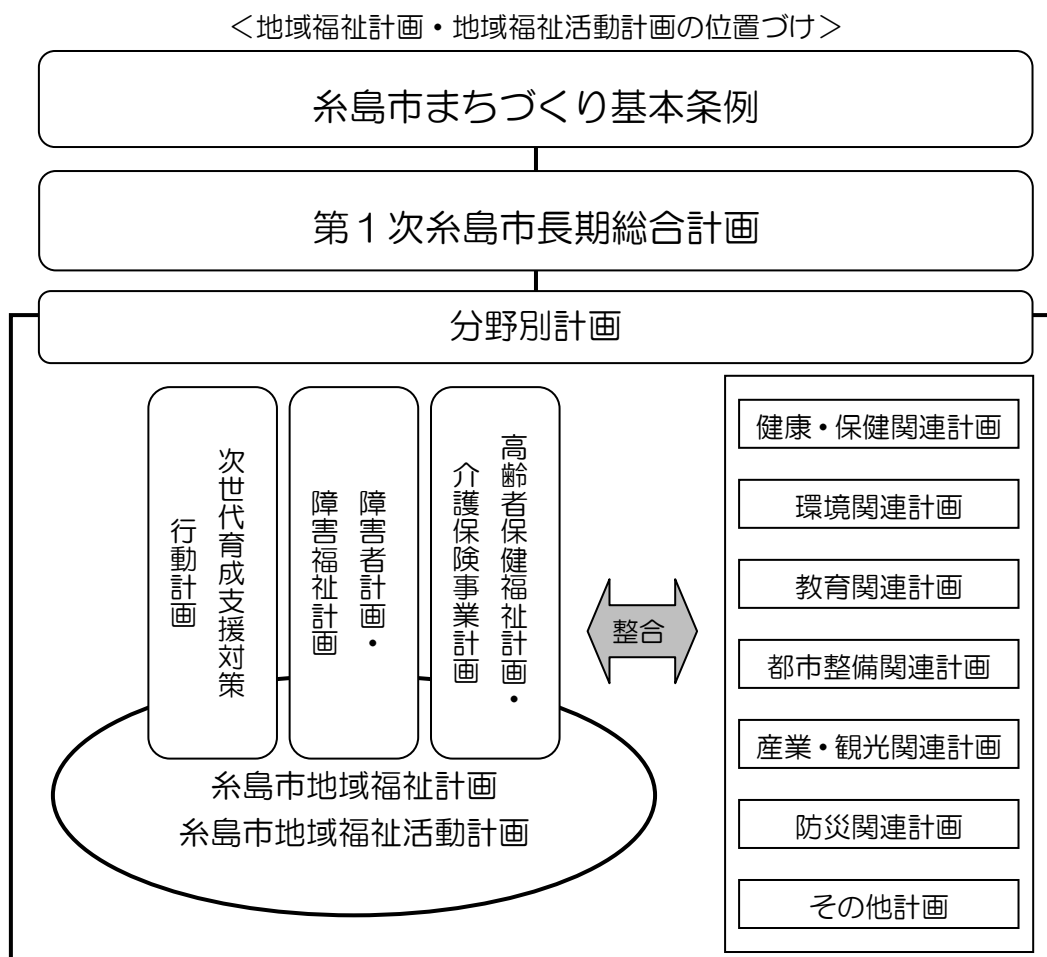
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5. 計画の性格と位置づけ

本市の福祉に関する計画は、従来、「高齢者」「障がい者」「児童」等の対象ごとに策定されてきました。本計画は、これらの行政計画との整合性を十分意識し、市民生活を総合的に支えるものとして、横断的に施策・事業を展開する性格のものであります。

また、「第1次糸島市長期総合計画」の基本目標「みんなが健康で元気なまちづくり」を実現するための施策「社会福祉の推進」を補完する分野別計画でもあります。

このほか、健康増進計画、地域防災計画といった他の分野別計画、また、福岡県地域福祉支援計画との連携・整合を図り、これらの計画がより効果的に実施されるよう推進する役割も担っています。



6. 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、新規の計画であるため、国県の動向や社会状況の変化、関連計画との調整などを考慮して、必要に応じて見直しを行います。